

令和元年 10 月 23 日
観 光 庁

3 月末時点における民泊物件の適法性の確認結果について

住宅宿泊仲介業者及び旅行者※の平成 31 年 3 月 31 日時点における住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等の取扱物件について、関係自治体において行った適法性の確認結果を観光庁において取りまとめました。その結果は以下のとおりです。

- 住宅宿泊仲介業者等 68 社※の取扱件数の合計は延べ 71,289 件であり、前回（平成 30 年 9 月 30 日時点）から 29,685 件増加した。
- 「違法認定あり・削除対象」の合計件数に対する割合は 3% であり、前回と比べて、2 ポイント改善。

※ 住宅宿泊仲介業者 62 社（海外事業者：12 社、国内事業者：50 社）及び同法に基づく届出住宅の取扱いのある旅行者 6 社（全て国内事業者）の計 68 社

(単位：件、小数点四捨五入)

確認結果 施設の類型	違法認定なし ・修正不要	違法認定なし ・修正必要※①	違法認定あり ・削除対象	確認中 ※②	合計
住宅宿泊事業法に 基づく届出住宅	11,426	6,599	999	3,480	22,504
旅館業法に基づく 許可物件	20,314	11,955	528	2,923	35,720
特区民泊の認定施設	4,783	931	463	6,306	12,483
イベント民泊	21	0	125	0	146
その他※③	244	-	39	153	436
合 計	36,788	19,485	2,154	12,862	71,289
合計件数に 占める割合	(52%)	(27%)	(3%)	(18%)	(100%)

※①…仲介業者の保有情報と自治体の保有情報が実質的に一致していると判断できるものの、相違内容が宿泊者に他の物件と誤解を生じさせる懸念があり、修正が必要なもの

※②…自治体の保有情報と部分的に一致する等、再確認が必要なもの

※③…短期賃貸借物件等

- 「違法認定あり・削除対象」となった主な理由としては、以下のとおり。
 - ・ 営業者名、届出番号・許可番号、住所等が全てデータベース情報と一致しない。
 - ・ 適法である他人の許可番号を使っているもの（許可番号以外はデータベース情報と合致しない）
 - ・ 住宅宿泊事業法に基づく届出番号の付番のルールを明らかに逸脱し、かつ、その他の情報からもデータベース情報と一致していると判断できないもの。

- 「違法認定あり・削除対象」の物件は速やかに削除、また、「確認中」の物件は一定の期間内に再確認の上、正しい情報に修正、又は削除するよう、観光庁から住宅宿泊仲介業者等に対し指導を行いました。

- 本年4月、観光庁は以下の制度改正を行っており、仲介業者のサイトへの掲載に当たっての事前確認の強化を行ったところです。
 - ・ 省令（住宅宿泊事業法施行規則）及びガイドライン（住宅宿泊事業法施行要領）を改正し、住宅宿泊事業者に対して、届出番号に加えて事業者名と物件所在地についても仲介業者へ通知することを義務付け
 - ・ 観光庁、厚生労働省及び内閣府とともに構築した適法な物件のデータベースの情報を仲介業者と共有し、当該データベースの情報との一致を確認できた物件のみを仲介サイトに掲載するよう、仲介業者における適法性の確認方法等について見直し

- 令和元年9月30日時点の掲載物件について、住宅宿泊仲介業者等へ報告を求めており今後、適法性の確認調査を行う予定です。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：坂野・山崎・久保
TEL：代表 03-5253-8111（内線 27-303、27-308）
直通 03-5253-8330
FAX：03-5253-1585